

平成 23 年第 2 回定例
夕張市議会会議録
平成 23 年 6 月 28 日(火曜日)
午前 10 時 30 分開議

◎議事日程

- 第 1 一般質問
- 第 2 議案第 1 号 平成23年度夕張市一般会計補正予算
議案第 2 号 平成23年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算
議案第 3 号 平成23年度夕張市介護保険事業会計補正予算
- 第 3 議案第 4 号 夕張市に副市長を置かない条例の制定について
- 第 4 議案第 5 号 夕張市事務分掌条例の一部改正について
議案第 8 号 夕張市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 第 5 議案第 6 号 夕張市国民健康保険条例の一部改正について
- 第 6 議案第 7 号 夕張市児童遊園及び緑地等設置条例の一部改正について
- 第 7 議案第 9 号 財産の取得について
- 第 8 議案第 10 号 財産の取得について
議案第 11 号 財産の取得について
- 第 9 議案第 12 号 夕張市固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 10 議案第 13 号 夕張市農業委員会委員の推薦について
- 第 11 報告第 1 号 平成22年度夕張市一般会計繰越明許費繰越額の報告について
報告第 2 号 平成22年度夕張市一般会計事故繰越し繰越額の報告について
報告第 3 号 平成22年度夕張市介護保険事業会計繰越明許費繰越額の報告について
報告第 4 号 平成22年度夕張市診療所事業会計繰越明許費繰越額の報告について

- 報告第 5 号 平成22年度夕張市水道事業会計予算繰越の報告について
- 第 12 報告第 6 号 平成22年度夕張市土地開発公社事業報告及び決算報告について
- 第 13 報告第 7 号 定期監査の結果について
報告第 8 号 定期監査の結果について
- 第 14 報告第 9 号 例月現金出納検査の結果について
報告第 10 号 例月現金出納検査の結果について
報告第 11 号 例月現金出納検査の結果について
報告第 12 号 例月現金出納検査の結果について
- 第 15 意見書案第 1 号 地方財政の充実・強化を求める意見書
- 第 16 意見書案第 2 号 2012年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書

◎出席議員 (9 名)

大 山 修 二 君
小 林 尚 文 君
高 間 澄 子 君
熊 谷 桂 子 君
高 橋 一 太 君
島 田 達 彦 君
藤 倉 肇 君
厚 谷 司 君
角 田 浩 晃 君

◎欠席議員 (なし)

午前 10 時 30 分 開議

●議長 高橋一太君 ただいまから平成 23 年第 2 回定例夕張市議会第 3 日目の会議を開きます。

●議長 高橋一太君 本日の出席議員は 9 名、全員であります。

●議長 高橋一太君 本日の会議録署名議員は、
会議規則第 118 条の規定により

厚谷議員

角田議員

を指名いたします。

●議長 高橋一太君 この場合、事務局長から諸
般の報告をいたします。

●事務局長 竹下明洋君 報告いたします。

参与並びに書記の職氏名についてであります、
お手元に配付しておりますプリントのとおりであり
ます。

以上で報告を終わります。

「別紙」

市長 鈴木直道君

教育委員会委員長

氏家孝治君

選挙管理委員会委員長

板谷努君

農業委員会会長 山田昇君

監査委員 松倉紀昭君

◎市長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

理事 清水敬二君

地域再生推進室長

石原秀二君

地域再生推進室総括主幹

中港康裕君

地域再生推進室総括主幹

芝木誠二君

地域再生推進室主幹

上田晃弘君

総務課長 寺江和俊君

総務課総括主幹 三浦護君

総務課主幹 佐藤喜樹君

総務課主幹 平塚浩一君

総務課主幹 近野正樹君

総務課主幹 大島琢美君

総務課主幹 中沢吉弘君

建設課長 細川孝司君

建設課総括主幹 小林正典君

建設課主幹 朝日敏光君

建設課主幹 熊谷修君

建設課主幹 押野見正浩君

建設課主幹 佐藤学君

建設課主幹 成田裕幸君

建設課主幹 大森世志英君

建設課主幹 細木良一君

建設課主幹 竹澤祐幸君

市民課長 天野隆明君

市民課総括主幹 木村卓也君

市民課主幹 小松政博君

市民課主幹兼南支所長

千葉葉津乃訓

福祉課長兼福祉事務所長

池下充君

福祉課総括主幹 松本賢司君

福祉課主幹 武藤俊昭君

福祉課主幹 濱中昌一君

出納室長 熊谷禎子君

消防長兼消防次長

鷲見英夫君

消防署長 増井佳紀君

消防本部管理課長

田中義信君

◎教育委員会委員長の委嘱を受けて出席した者の

職・氏名

教育長 小林信男君

教育課長 秋葉政博君

教育課総括主幹 古村賢一君

教育課主幹 鈴木茂徳君

教育課主幹 西岡博幸君

◎選挙管理委員会委員長の委嘱を受けて出席した者

の職・氏名

事務局長 及川憲仁君

◎農業委員会会長の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 朝 日 敏 光 君

◎監査委員の委嘱を受けて出席した者の職・氏名

事務局長 及 川 憲 仁 君

◎本議会の書記の職・氏名

事務局長 竹 下 明 洋 君

主査 熊 谷 正 志 君

主査 辻 一 郎 君

●議長 高橋一太君 本日の日程は、お手元に配付しているプリントのとおりであります。

それでは、直ちに日程に従って会議を進行いたします。

●議長 高橋一太君 日程第 1、これより昨日に引き続き一般質問を行います。

本日の質問者は、島田議員、藤倉議員、厚谷議員であります。

それでは、島田議員の質問を許します。

島田議員。

●島田達彦君（登壇） 通告に従い、一般質問を行います。前期に引き続き、市有財産の有効活用についてご質問いたします。

1 点目は、廃校となった小中学校の活用についてでございます。

22 年度は中学校が 3 校から 1 校へ統合され、本年度は小学校が 6 校から 1 校へ統合、新生ゆうぱり小学校となり、10 校もの空き校舎があり、有効活用が期待されております。

21 年には、先行して幌南小中学校の利活用を目的とし、昨年 9 月 15 日から 11 月 1 日にかけて無償譲渡、無償貸付けによる公募を行い、深川の株式会社スポーツピアが選定されました。

また、滝の上小学校は滝ノ上町内会館として生まれ変わり、滝ノ上の住民に有効に活用されております。

残された 8 校につきましては、底地が国有地など

個々様々な課題がありますが、早期の活用に向け今後どのような方針で活用を目指すのか。幌南小学校の進捗状況とあわせてご答弁よろしくお願いたします。

2 点目でございますが、移住、定住につながる市有地の活用についてお伺いたします。

職員住宅は民間企業へ、これも無償譲渡により社宅や賃貸アパートなどに活用され、老朽化した市営住宅は福祉施設への無償譲渡し、グループホーム、高齢者向け住宅に変わり、有効活用されております。

こうした様々な取り組みが行われてはおりますが、まだ数多くの市有地が塩漬けとなっております。

25 年度をもって土地開発公社の清算に伴い、再建計画、再生計画により公社の土地を計画的な買い取りを進めており、今後さらなる市有地の活用が求められていると思います。

本市の個人による住宅新築の状況も、破綻前の平成 17 年度は 19 件の新築件数があったものの、平成 18 年度以降は 5 年間で 9 件の新築にとどまっている状況であり、財政破綻による不安がこのような形で表れているものと私は考えております。

破綻して 4 年が経過し、現在この夕張に住み続けている方、この夕張で仕事をされている方々に希望の持てる政策が今、必要だと私は考えております。

現在、本市が所有している土地を、30 代、40 代の働き盛りの方が自分の住宅を持てるような政策。それにより、定住者、移住者の増加につながれば、私はよいと考えております。

市長のお考えをお聞かせください。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君（登壇） 島田議員のご質問にお答えいたします。

まず、廃校となった小学校、中学校の活用についてですが、小学校のほか夕張市は多くの土地、建物などの財産を保有しておりますが、公用に供することを目的とした行政財産以外の普通財産につきましては売却可能なものは積極的に処分し、市民団体等から要望のあるものについては無償貸付けを行うな

ど、これまでも財産の有効活用を図ってきたところでございます。

しかし、用途廃止となったまま再活用の見込みのない建物や未利用地など、遊休財産を多く保有している現状でございます。

特に、島田議員ご指摘の平成 23 年度から小中学校が 1 校になりまして、市内各地域に廃校となった校舎があり、この有効活用については大きな課題となっているところでございます。これまでも、議会で何度か議論をされてきたところでございます。

市といたしましては、今後のまちづくりを進めていく上でこれらの資産の有効活用についての方向性と具体的な施策を定めることが必要であることから、平成 22 年 9 月に夕張市市有財産活用基本方針を策定したところでございます。この中で、空き校舎については基本的に無償譲渡、無償貸付けとして位置付けているところでございます。

廃校となった学校施設を再活用するに当たっては、文部科学省が補助金返還の免除規定を拡大する弾力化を行っているものの、施設の規模が大きく維持管理が大変であること、都市計画法上の用途地域制限があること、建物の用途を変更する場合には建築確認申請が必要であること、あるいは国有地内における再活用などの課題がございます。

しかし、島田議員ご指摘のとおり再活用の例もございまして、昨年度末をもって閉校となった滝の上小学校については、この 4 月から新たな生活館として指定管理により市民の施設として有効に再活用を図っていただいているところでございます。

また、平成 22 年秋に民間事業者により再活用を目的とした地域活性化提案方式による学校施設活用事業者の公募の取り組みを初めて実施し、ご指摘のとおり幌南小学校をアウトドアスポーツ等の拠点として使用する株式会社スポーツピアの提案を採用したところであり、現在、使用するに当たって必要となっている北海道の許認可手続きを事業者が具体的に取り進めている最中でありまして、市も必要な資料等の提供をでき得る限り協力しながら行っていると

ところでございます。

市といたしましては、今後も空き校舎の有効活用に向けて、さらにいろんな可能性を探りながら、様々な課題ございますけれども、その課題解決に向け前向きに検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

2 点目の市有地の活用に対するご質問についてでございます。

市は、炭鉱から引き継いだものも含め多くの土地を所有しておりますが、使用に適さない土地も含め多くの未利用地のままとなっている現状がございます。先ほどの市有財産活用基本方針においても、処分できる財産は売却を最優先としており、購入の引き合いがある場合は今後のまちづくりに大きな影響がなければ、基本的に一般競争入札という形で売却を推進しており、収入の確保に努めているところでございます。

特に平成 20 年度以降は、個人、事業者等に多くの売却実績を挙げておりますが、その中で移住、定住に関するものとしては、用途廃止した鹿の谷東丘の旧公営住宅を株式会社トベックスに売却をし、同社による移住体験ハウスが建設されたところでございます。個人では、市外の方による住初地区の古い職員住宅の購入、あるいは市内の方の鹿の谷東丘の未利用地を購入し住宅を新築され、実際にお住まいになっておられる例などがございます。

また、紅葉山の更地分譲地についてはインターネットによる公売の取り組みも行っておりまして、現在、全 16 区画中、10 区画が売却済みであり、このうち個人住宅が 2 軒建設されておりますが、市外からご家族で移住されてきた方もいらっしゃる状況でございます。

さらに、平成 21 年度には市職員の大量退職で空きが多くなりました職員住宅、さらに集約化が必要となっていたものですが、市内に単身者用住宅が不足している実態がございまして、これを踏まえ 2 年以内に民間賃貸住宅に改修することという条件に、鹿の谷 3 丁目に旧市職員住宅 1 棟 4 戸、6 棟を

一般競争入札により株式会社テクノに売却をしたところでございます。

平成 22 年度中に 6 棟中、4 棟 16 戸の改修が完了し、実際に賃貸住宅として貸し出され、その多くはすでに入居となっている実態でございます。残る 2 棟につきましても現在改修中で、間もなく完成とお聞きしております。財産の有効活用、住環境の整備、定住対策の促進を図ってきたところでございます。

いずれにいたしましても、市内には使用されていないままの土地、建物など多くの財産があることから、今後、用途廃止となった公営住宅の売却など、住宅再編事業とともに連動する形で市全体のまちづくりにおいて有効活用が図られるように、さらに検討を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

●議長 高橋一太君 島田議員、再質問ありますか。

はい、島田議員。

●島田達彦君 本当に数々、多くの取り組みはしているところでありまして強化はしておるんですが、もう一步踏み込んでほしいと思っております。

また、鈴木市長が夕張から派遣お帰りになって、前藤倉市長が東京に出張した際、東京品川区にあるヘルスタウンにしおおいですか、そこを視察にまいられたとか、鈴木市長もそういった学校の再利用、数々の利用方法があると思います。

これは本当に、東京都と連携して、東京都のノウハウを十分生かして、鈴木市長の人脈をフルに生かして学校再活用を進めていただきたいと思えます。

また、先ほども申しましたが、土地開発公社の土地を計画的に買い進めております。沼ノ沢の工業団地でも 9 割引きという価格でもなかなか動かないという今の現状、本当に無償に近い金額で提供していただきたいと思えます。その辺はどうでしょうか。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君 島田議員の再質問にお答えいたします。

学校につきましては、引き続きご利用いただける

ところを探すんですが、私個人として思っているのはですね、施設が非常に大きいものですから、複数の目的を持った形で運用していくということが非常に好ましい形なんじゃないかなというふうに考えております。

島田議員ご指摘のとおりですね、東京の再活用の事例も私も一緒に前市長と見てまいりまして、そういう高齢者と子どもたちがですね、廃校活用して同じ場所で、同じ空間で共にするというのは非常にすばらしい施設であるなど考えておるんですけども、ただ自主財源が相当伴う形になりますので、夕張市においてはそういった障害をクリアするために複数のそういった目的を持って利用いただき、かつ行政負担が少ないような形でですね、学校の利活用が図られるよう、今後も進めてまいりたいと考えております。

また、無料に近い形で土地の利用ということが必要なんじゃないかというようなご指摘もございました。

土地については、すでに購入いただいている方とのバランスとかそういった兼ね合いもあると思えますけども、すでに報道等にも出ておりますが、株式会社トベックスさんがですね移住体験棟を建てた周辺ですね、東丘のところ。ここにつきましては、そういった可能性も含めてですね、今現在、検討しているところでございます。

以上です。

●議長 高橋一太君 はい、島田議員。

●島田達彦君 そうですね、この夕張、人口本当に減ってきております。

この人口減少に歯止めをかけるため、また、旭町、清水沢浄水場の改修など、水道料金の値上げなども検討されております。

何とかこの人口減少を食い止めるために、市長の新しい発想、都職員を辞めて夕張に来た決断力、その早期実現によりしくお願いいたします。

以上です。

●議長 高橋一太君 よろしいですか。

以上で島田議員の質問を終わります。

次に、藤倉議員の質問を許します。

はい、藤倉議員。

●藤倉 肇君（登壇） 私は、このたびの夕張市議会議員選挙におきまして市民の皆様から負託を受けました藤倉 肇でございます。

私はほかの議員さんとは経歴が異なりますが、その異色の存在が夕張再生に必要であると、この私の訴えに賛同していただきました多くの皆様方の代弁者であることを深く受け止め、議会活動に専念してまいります所存でございます。

さて、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まずは、鈴木直道新市長の誕生を心から喜び、苦難の道、ご苦労の道に飛び込まれたあなたの夕張を思う心、市民に対する愛情と情熱、このことに対しまして深く感謝と敬意を表します。

あなたの勇氣ある行動は今や全国の注目であり、期待であり、また賞賛であります。そしてまた、このことは夕張市民に対する大きな拍手であると私は思います。

私は、先般の市長の所信表明をうかがいまして感動いたしております。

市長の言葉を今、復唱してみますと、市の市政運営において最も大切にしたいのは、それは市民の皆様の声であるということを宣言されております。

さらには、選挙中私は 5,700 世帯の方とお会いしました。雨の中、雪の中、夕張のために頑張ってくれと力強く握ってくれたあの温かい手が私の原点でありますとも述べられております。

また、具体的な夕張再生のキーワードとも言える方針には、本市の再生を図っていくためには本市に漂っている閉塞感を打破し、夕張のイメージチェンジをすることだと、市長は強く申されております。

財政破綻したまちから、再生に向かい走り出したまち。

私なりにこの新市長の言葉を解釈しますと、苦しみの中でも明るくプラス指向で進んでいこうと、そ

ういうことだというふうに私は受け止めております。

市民の情熱と知恵を集め、夕張はひとつだという市民の皆さんのその意識の醸成が必要であると。夕張はひとつなんだと、こういうことも繰り返し申されております。

また、行政運営に取り組んでいくに当たり、前例主義からの脱却、過去のことから脱却し、あるべき姿を描こうじゃないかと。いつまでも過去の前例にこだわらず、思い切り前例から脱却する。そして、できる、やれるの意識改革を基本姿勢に据えると申されております。

鈴木市長の所信表明の一部を今、復唱させていただきましたが、これからはこれらの市長の言葉は市民の心に今、強く受け止められているものと、私は思います。

皆さん、破綻から 5 年を迎え、夕張市長の鈴木市長の誕生は、夕張市の明るい未来が今、見えてきたというような感じが私はいたします。いかがでしょうか。

さて、新しい夕張再生に今取り組まれたばかりの新市長に対して、過去からの継続している問題、前任者の積み残した問題など、それらの課題の解決策を今、質すことは、市長を志した者の役目、役割とは言いますものの、心が傷むものがあります。まさに、歴代の市長は駅伝のマラソンのランナーであり、次々とバトンをタッチして、受け取った新市長もまた行政を改革していくと、こういうことは使命だとは思っております。

市長の行政の姿勢に対しまして、これから私の率直な意見を申し述べさせていただきます、具体的に 2、3 お尋ねしたいと思います。

まず一つは、財政再生計画に対する取り組み姿勢についてであります。

現再生計画は、申し上げるまでもなく破綻直後の財政再建計画、この改訂版であると思います。

322 億を 18 年で返済するということは、こういうことに主眼を置いたものの、実にこの計画は夕張市民の生活、夕張市の将来を置き忘れたかのような借

金返済計画の厳しいものでありました。

市民の皆さんの感情としては、夕張の明日への不安、これから夕張はどうなるんだと、こういうような不安と不信、さらにはなぜこうなってしまったんだという不満。今申し上げました不安と不信と不満、この混乱の 4 年間であったと思います。

しかし、市民の皆さんの我慢と自主再建、新しい夕張づくりに立ち上がり、その結果、3 年間で約 31 億円の借金を返済いたしました。市民の皆さんのご努力でございます。

このことは、鈴木新市長ご自身が当時、市内市民生活の中に身を置いて体験されてきたことでありますので、これ以上の言及はいたしません。このような市民の苦労の過程を背景として、今、私は申し上げたいこと、お尋ねしたいことは、まず一つに今取り組んでいる財政再生計画は、これは市民の声を反映した財政の再建と地域の再生の両立。極端に言いますと、借金返すだけではなく、地域の再生を図るのが目的とした計画でありますので、これからの行政運営の中で夕張市の市民のために本当に必要なことを成すためには、夕張は国の管理下であるとか、財源の確保をどうするんだとか、それなどの国からの不必要な、必要以上のあつれきに屈することなく、夕張の置かれている現状と必要性を主張していただきたい。そして、全力を挙げて要望事項の実現に努力をしていただきたいと思うものでございます。

二つ目は、市民の方からも心配しております、悩んでおります、市長ご自身も悩んでおります財政再生計画の期間短縮であります。

再建計画は、353 億、18 年返済の計画でありました。今度の再生計画は、322 億、17 年返済計画となっております。

この返済期間について、新市長はこのように言っています。本年度を含めてもまだ実質 16 年間の計画期間があり、あまりにも長いと述べられ、また、今般の就任のあいさつ回りで片山善博総務大臣、高橋はるみ北海道知事をはじめ大勢の方々から同様の言葉をいただき、同様の言葉というのは非常に期間が

長い、こういう言葉をいただき、大変感激いたしました。と本席において市民に報告され、かつこれからは国や道との連携をさらに深めながら、再生計画の短縮に努めていきますとおっしゃっております。

さて、その具体的な対応を今お考えになっておられることと思いますが、例えばかつて総務大臣、北海道知事、夕張市長による 3 者会談を行って問題の共有化を図り、そしてそれを世間に公表して対策の促進を図ってきた経緯がございます。

これらについてもご検討いただければいかがかと、ご提言申し上げる次第でございます。

短縮に向けた努力を絶えず行っていきたいと述べられておる市長の言葉に、市民は大きな期待と市長に対する協力、協働の気持ちを強く持っているものと、私は思います。

次に、通告の二つ目に当たります各種改革、行政改革、議会改革、市民意識改革に対する市長の見解と希望についてお尋ねをいたします。

これは、現状の問題追求や改革項目を約束させるものではありません。市長の考え方、または思いを伺わせていただきたいというものであります。

市長の所信表明の中でも、意識改革について述べられております。

一つは行政改革。

市長は、柔軟で機敏な市政運営を実現するためには、職員の意識改革がまず必要であり、地域の実情や課題に常に目を向け、その解決について職員自らが考えていかなければならない。その具体策の一つとして地域担当職員制度を早期に導入し、職員の意識の高揚と地域の課題処理に努める。そのことにより、市民と行政の信頼関係こそ住み良いまちづくりの原動力であると思われ、このように市長は述べられております。

私もまったく同感であります。市民と行政との間の信頼が深まってまいります。

二つ目は、議会改革であります。

これは議会サイドの課題であります。市民の要望、関心事として、この議会改革が今、大きく浮上

しております。

このことはとりもなおさず、市民の皆さんが議会こそ、議員こそ市民の代表であり市民の代弁者だとの市民の声であると私は受け止めております。

この議会改革につきましては市民の皆さんの声だけではなくて、議員自ら議会改革を明言された方、また公約とされている方もおります。私もその一人でございます。

ここで話がそれまして、私の自警の念、自分に対する戒め、自警の念を申し上げることは甚だ僭越であり、ご無礼かとは思いますが、私は議員とは一体何なのか。議員とは、市民生活に精通していなければならない。市民の暮らしの困り事をよく知っている。このことと、その解決に向かって汗をかく者でなければ議員としての資格はないと。天下国家を論ずる前に、身近な問題の解決に努めることだと、私は思っております。

市民の皆さんの求める議会改革の手始めは開かれた議会、すなわち市民のために議員は何を論じ、何を決めているのか。また、行政に対しては何を求め、何を提言しているのか。それらを市民に公開すべきであり、また市民が求めていることだと私は思います。

行政、議会、それぞれ役割分担はありますが、議会は行政項目のチェック機能を担いつつも、行政に対して提言、提案を行うことも今後の新しい議会づくりとして求められて今、きているものであります。

議会改革につきましては、議会内で対応を研究するものであります。

私は、今、持論の一端を申し述べさせてもらいましたが、この件につきましても議会内でよく皆さんで相談しながら、本当にあるべき姿の確立に努力していきたいと思っている次第でございます。(拍手)

さて3番目、市民の意識改革。

さらに市長は、所信表明の中でこう言っています。本市、夕張には、これまで石炭産業が輝いていた時代から今日に至るまで、何かに依存する体質があったと思われま。また、必要なことであっても前例

がない改革から目をそむけてきた感がありますと述べられ、さらには本市が心身共に生まれ変わっていくためには、今こそこの依存心や前例主義から脱却し、大胆に進める必要があると、このように申されております。まったく同感であります。市長に対して、市民も同じような考え方が持っている方が日々増えてきていると私は推察しております。

自立再生、作られたまちから自分たちの手で作るまちへと、市民の意識改革は市長のおっしゃるとおり最も重要なことだと思っております。

今こそ、新しい夕張づくりのために、改革の名のもとに、市民、議会、行政が一丸となるときです。

鈴木直道市長の提唱される新たな可能性を創造するまちを皆さんと共に作っていききたい、そんな気持ちで一杯であります。

この市長の言葉に賛同いたしますとともに、本席を借りまして私の意見を述べさせてもらいました。まことにありがとうございました。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君(登壇) 藤倉議員のご質問にお答えいたします。

激励の言葉をいただき、ありがとうございます。

まず財政再生計画に対する取り組み姿勢でございます。

この計画は、財政の再建と地域の再生を目的として、必要な事務事業をできる限り反映させたものでございます。したがって、今後も本計画に沿った行政運営が基本になると考えております。

しかし、一方で計画期間とのかかわりや事業費等の未確定な部分、計画に計上できなかった必要と思われる事業があることも十分承知しております。

また、今後、計画を遂行していく中で、策定当時予期しなかった新たな事業、それに対する増額であったり、市税等の歳入の減収というものも想定されるところでございます。

このような事態に対応するためには、引き続き歳入の確保と歳出の抑制に取り組むとともに、そして毎年度決算余剰金の基金への積立てや国、道からの

財源を有効活用していく必要がございます。

現在、夕張に限らず地方自治体を取り巻く環境は大変厳しい状況がございます。

また、このたび震災によって甚大な被害を受けた自治体が多く存在している状況がございます。

私は、このような厳しい状況だからこそ市民の皆さんと心をつにし、財政の再建と地域の再生に向けて頑張る姿を見せ続けることが大切だというふうを考えております。

こうした努力の中で、産炭地域など特に疲弊した自治体に対する支援について、他の自治体とも協力をしながら具体的な方法を検討し、国、道に支援をしっかりと求めてまいりたいと考えております。

二つ目にいただきました期間の短縮については、藤倉議員ご指摘のとおり、私も上京した際に片山大臣、そして道においては高橋はるみ知事から期間について長過ぎるという同様の考えをいただき、大変感動したところでございます。

3 者会談というご提案もございましたが、片山大臣ができて限り早い段階で夕張を実際に見たいというお話もされていたことから、来夕が実現すれば、北海道にいらっしゃるわけですから、3 者で会談する機会も必要とあればできるのではないかと考えておりますし、私としてはぜひそういう機会に3 者が会談する機会を設けていただきたいというふうを考えているところでございます。

次に行政改革などに対する姿勢についてでございますが、所信表明でも述べさせていただいたところと重なりますが、私は石炭産業が輝いていた時代から、やはり夕張市には何かに依存する体質というものが残念ながらあったように思っております。

また、やはり必要なことから目を背けてきたということも感じられるところでございます。

こうしたものにとらわれ、本市は生まれ変わる機会を逸し、今の閉塞感が生まれきたものと考えているところでございます。

この閉塞感を打破し、夕張が心身ともに生まれ変わっていくためにも、今こそこうした依存心や前例

主義から脱却をして大胆に進めていくということが必要であることは、所信でも述べさせていただきました。

具体的な改革といたしましては、先ほども藤倉議員もご質問の中で述べていただきましたが、地域担当職員制度というものを早期に導入したいと考えているところでございます。

この機能といたしましては、行政から一方的な情報の提供、または市民の皆様からの要望をこれまた一方的に受け入れるという形ではなく、市政の成果を市民の皆さんにわかりやすくご説明するというだけでなく、皆さんからいただいたご提案に対して可能なことは進める、しかしできないことはなぜできないのかということをしつかりと明らかにする機能を持たせてまいりたいというふうを考えています。

そういった過程を通して、市民の皆さんが市政に参画する機会を増やし、地域づくりにおける市民の皆さんとの協働体制、そういったものをしっかりと構築していきたいというふうに考えております。

また、7月1日付けで実施します機構改正により、まちづくり企画室という新たなまちづくりに対する企画セクションが誕生することとなります。

これを市長の特命チームとして位置付け、政策の立案、企画を積極的に行い、夕張再生の早期実現に向けた取り組みを市民の皆さん、そして議会の皆様とともに全力で進めていきたいというふうに考えているところでございます。改めてご理解とご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

●議長 高橋一太君 藤倉議員、再質問ございますか。

はい、藤倉議員。

●藤倉 肇君 特段にご質問はございませんが、もう一言だけちょっと意見として付け加えさせてもらいます。

ただいま、市長のお言葉にもありましたが、財政再生計画、これはやはりこれから16年という長工期

間の中でいろんな状況が変化してまいります。

ですから、当初作り上げた計画がそのままていくということは、これは考えられません。

ですから、再生計画を作った当時においても報道などでもありましたが、この再生計画はコンクリートではありません。固めて1回作ったら壊れるコンクリートじゃありません。

時が変わり、状況が変わる中で、市民生活に必要なに応じてこの内容も見直していきましようということを、当時の総務大臣と当時の知事と当時の市長がお話したことが新聞報道もされました。まさに、再生計画はコンクリートではありません。

ぜひ、これから激しく移り変わっていく情勢の中で適応していただければ結構じゃないかと、私はこのように思います。

それとまたもう一つ、決して鈴木市長をよいしょするわけじゃありませんけども、鈴木市長が東京と夕張を結ぶんだと、東京と夕張のパイプづくりをするんだと、こういうことを選挙期間中の公約として、また一般市民に対して申し述べておられましたが、まさに今、東京と夕張がもうパイプができ上がり、東京都庁の中に夕張の相談室ができたり、都から応援の派遣がしてくれるとか、その鈴木市長の政治手腕に対しまして心から敬意を表するものであります。

この東京と夕張を結ぶパイプができたことは、夕張市の再生計画を今おっしゃいます短縮とかもろもろの意味で大きなこれから意味合いが出てくるものと期待しております。

そういうことを申し上げまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

●議長 高橋一太君 以上で藤倉議員の質問を終わります。

次に、厚谷議員の質問を許します。

はい、厚谷議員。

●厚谷 司君（登壇） 鈴木市長をはじめ、理事者、職員の皆さんの連日のご奮闘に心から敬意を表したいと思います。

私は、先に執り行われました第17回統一自治体選

挙において初当選をさせていただきました厚谷 司でございます。

通告に従いまして、2件5点についての質問をさせていただきます。

まず始めに、夕張市の行財政運営において極めて重要である財政再生計画について質問をいたします。

国の管理下における夕張市の行財政運営は、5年目へと入りました。

353億円の赤字を18年の計画期間において解消するという、平成19年度から取り組まれた財政再建計画からスタートし、平成22年3月には新たな地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、夕張市は財政再生計画を策定、総務大臣の同意を受け今日に至っているものでございます。

市長は先に、所信表明においてこの財政再生計画について財政の再建と地域の再生を目的として、必要な事業をできる限り反映させたと述べられました。

一方で、夕張市の標準財政規模は約45億円、これに対して解消しなければならない財政赤字は約322億円と、その約7倍にも匹敵するものであり、引き続き歳入の確保と歳出の抑制に取り組んでいかなければならないとも述べられております。

まさしくこの言葉は、現行法制下においてできる限りの対応とも受け止められるもので、しいて言えばこれまた苦渋の選択であったと、私としてはそう聞き取れるものでございます。

この間、平成18年6月末の住民基本台帳ベースでの人口が1万3,165人。しかし、本年5月末の人口は1万769人となりました。平成18年6月末からの減少率は18.2パーセント、約2割近くの人口減少となっております。

私は、4月の選挙戦において安心を実感できる夕張へというスローガンを掲げさせていただきました。

財政再生計画を遂行する上で、行政側の取り組み、そして市民の役割、これも十分受け止めるところではありますが、やはり私は計画遂行における市民の皆様方の不安解消には未だ至っていない、そう受け止めるところでございます。

どの自治体のサービスを受けたいか、国民はその選択が可能であります。夕張市の行政サービスでは満足できない、よりサービスの充実した自治体に居住したいとなれば、夕張を離れようということも選択できるわけでございます。

しかし、人口の減少は言わずもがな、税収、地方交付税の算定への影響、あるいは地域経済への影響をはじめ、夕張市のまちづくりにとっては極めて大きな課題でございます。

市長は、所信表明においてこの状況を改善へと導くための考え方を、安心して生活できる夕張づくりを目指すとしており、何点かにわたりその目標が述べられたところでございます。あわせて、財政再生計画の期間短縮に向けた検討を絶えず行っていく旨、述べられたところでございます。

現在の夕張市は、財政の再生は最大の課題である一方、そのことによる制約があってもこれ以上市民が夕張を離れない、そしてここに住み続ける方々が本当に安心を実感できる環境を整えていくこと、これが今、最も重要な課題ではないかと思うところでございます。

財政的な制約を克服しながらも、あえて実行していかなければならない事業もあるのではないかとというふうに考えるところでございます。

また、このような必要事業の選択を自主的に行えるよう、少しでも早く自治権を取り戻すべく、財政赤字の解消を行っていかなければなりません、そこには現行地方交付税制度の維持や、あるいはさらなる充実も重要なことでございます。

このような観点に立ち、質問をさせていただきます。

まず1点目でございます。

市長は、選挙を通じて市民の声が最も大切である旨訴えてこられたと思います。

この市民の皆さんの声というのは、おそらく市長が所信表明でも述べられているとおおり、大きな閉塞感を打開してほしい、そのようなものが最も多くの声ではないかと思うところでございます。

これまでは、財政再生計画に係る住民説明会という形式の中で市民の皆さんの様々な声を集められてきたところでございますが、また私ども市民の皆さんの負託を受けた議員としても、日常的にその役割があることを自覚しているところでもございます。

そこでお尋ねいたしますが、市長は就任初年度においてどのような方法で市民の声を聞こうとされているのかについてお尋ねをいたします。

次に、2点目でございます。

市民の声には当然、財政再生計画の修正あるいは変更を伴うような要望事項も想定されるところでございます。

市長は、どのような観点で要望事項の中から必要とする事業の判断を行い、それをどのようなスケジュールで検討していこうとお考えなのか、このことについてお尋ねをいたします。

3点目につきましては、歳入の確保についてのご提案も含めたご質問でございます。

限られた財源の中では、事業の取捨選択は避けられないところである、そのことは理解をいたします。

また一方では、ふるさと夕張を応援したいという方々などからふるさと納税、寄附を通じた温かいご支援をいただいているところでございます。

先日お預かりした夕張まちづくり寄附条例の平成22年度報告書によりますと、約3,000万にのぼる寄附をいただき、34事業、2,900万円余りの助成が行われたとのごことでございました。実に多くのご支援が寄せられているものと、本当に感謝にたえないところでございます。夕張市にとっては、大きな歳入確保の手段の一つといえるのではないかと考えております。

現在、ふるさと納税のPRについては、市のホームページや広報、札幌ゆうばり会などで行われていることと思います。

私も先日、札幌市在住で私と同じ出身高校の後輩から、同期会を開催するに当たって同窓生が皆夕張に何かをしたい、このように言っているけれども、私たちには何ができるでしょうかと、そのようなお

話を承ったところでございます。

私は、そう考えていただけるのであればぜひふるさと納税のPRをお願いできないものでしょうか、そのようにお話をさせていただき、同期会の中でそのPRについて取り組んでいただけることになりました。

私としては、このような全市的な取り組みとして、いわゆる声かけなど幅広いPRも重要であると考えたところでございます。

そこで、このような事例に見られるような行政のPRにとどまらない手法が必要ではないかと思うところでございますが、市として今後、方法、提案、検討しているものがあるのかということについてお尋ねをいたします。

次に、4 点目でございます。

市長は、所信表明の中でも財政再生計画の期間短縮に向けた検討を絶えず行っていく旨述べられているところでございますが、具体的に国や北海道への要望についてはどのようなスケジュール感を持って対応されようとしているのかについてお尋ねをいたします。

次に、2 件目の組織改正についてお尋ねいたします。

6 月 21 日に開催をされました行政常任委員会において、7 月にこれまでのグループ制の解消や、これまでなかった企画部門をまちづくり企画室として新設、市長特命チームとされることなどを盛り込んだ組織改正の実施についての報告があったところでございます。平成 19 年度以降としては極めて大きな組織改正になるものと思われま

す。これまで職員数減少の中で、住民サービスの提供に停滞を招かない組織体制、さらには北海道をはじめ道内外の都市からの応援職員の派遣も含めて機構を維持してきた経過があるものと考えております。

今般、新たに改正される組織形態については、これまでの住民サービスの提供に停滞を招かないという観点とは違うものでありますが、市長はこの組織改正において対市民的なメリットとしてどのような

ものが確保できると考えておられるのか、この点についてお尋ねをいたします。

通告を行った一般質問については以上でございますが、終わりに一言述べさせていただきます。

先にも申し上げましたとおり、今回初当選をさせていただき、議事機関の一員としての役割を十分認識しつつ、この財政再生団体である夕張の議員としてその役割をしっかりと自覚をし、活動してまいる所存でございます。

鈴木市長が目指す新たな可能性を創造するまち、このまちづくりに向けて議員が、あるいは市議会がすべきことをしっかりと取り組んでまいる所存でございますので、各通告に対するご答弁をよろしくお願

いいたします。

●議長 高橋一太君 市長。
●市長 鈴木直道君（登壇） 厚谷議員のご質問にお答えいたします。

私は、選挙期間中並びに所信表明の中でも申し上げましたとおり、市民生活の安心安全の確保を図り、夕張再生のためには常に市民の皆様の声をお聞きすることが重要であると考えているところでござい

ます。

このことは、本市が財政再生団体であるのみにかかわらず、住民への行政サービスを提供する上で基本となることだと考えております。

財政再生計画を策定する際にも、各地域において 3 回、延べ 18 回の住民説明会を開催し、市民の皆様

の声をいただきながら、それを計画に反映していった経緯がござい

ます。

計画を推進していく今後においても、そのような過程を踏んでいくことが必要なことと考えております。

今後におきましては、新たに地域担当職員制度を導入し、地域の課題などを整理した上で市長と直接対話する機会を確保するための市長と話そう会を定期的に実施し、市民の皆様

の率直なご意見をお聞きしたいと考えているところでござい

ます。

その際、必要に応じ行政の状況を市民の皆様にご

説明をし、ご理解をいただくこともあわせて重要なことであると考えているところでございます。

また、市長就任以来、イベントや各会合など市民の方々と接する機会も多く、今後もそのような場面をでき得る限り設けて市民の皆様の声をお聞きすることに努めてまいりたいと考えているところでございます。

さて、大切なことはいただいた市民の皆様の声をどのように行政へ反映させていくかということでございます。

財政再生計画変更にかかわる事項については、まず財源の確保というものが必要でございます。財政再生団体以外のどの自治体においても基本的な課題になるかというふうに考えております。

また、当然のことながら市民の皆様の声すべてに計画に反映させることは財源状況から見ても非常に厳しいと言わざるを得ません。事業の必要性や緊急性、後年次への影響も見極めながら、優先順位を付けていくことになろうかと考えております。

しかし、そのような中で真に市民が望む新たな事業があって、すでに財政再生計画に計上されている事業よりも優先されると判断されれば振り替えることも方法の一つであるというふうに考えております。

それには、市民の皆様への説明と、それを踏まえた皆様の声、こういったものが基本になろうかと考えているところでございます。

財政再生計画の変更は、昨年度で言えば4回実施していますが、今後も引き続き財源状況等見極めながら、その時期を市として決定していく方向性ですね、というものを考えながら実施していきたいと考えております。

次に、ふるさと納税に係る行政の取り組みに対してのご質問でございます。

本市においては、全国から寄せられた多額の寄附金を今後のまちづくりに生かすために、夕張まちづくり寄附条例を平成19年度に制定いたしました。

また、平成20年5月には地方自治体等への寄附に係る個人住民税の控除を盛り込んだ地方税法改正、

いわゆるふるさと納税制度の開始がなされ、本市としても本制度を全面的にアピールしながら寄附の拡大、拡充に努めてきたところでございます。

厚谷議員ご指摘のとおり、具体的には本市のホームページにおいてふるさと納税専用のコーナーを設けたほか、自宅のパソコンから夕張市への寄附ができるような環境整備を行ったところでございます。

さらに、先ほどご質問の中にもございましたが、東京ゆうばり会や札幌ゆうばり会、新たに結成された旭川夕張会など夕張出身の皆様の種類会合におけるふるさと納税の啓発や、関係記事を会報に掲載することを働きかけるなどの取り組みを鋭意進めてきたところでございます。

また、寄附金の使途、運用についてはホームページによる情報公開に努め、寄附者を含めたすべての方々が確認可能となるよう対応しているほか、特に寄附者については本市の近況をふるさと夕張通信ということで、電子メール及び郵便で定期的にお伝えをし、都度ご連絡をしているところでございます。

平成22年度において、まちづくり寄附条例に基づく寄附者のうちの3分の2が複数回本市に寄附された方だというデータがございます。本市としては、引き続きこれまでの取り組みをしっかりと継続していくとともに、新たに市民の皆様や企業の方々に制度に対するご理解とご協力をいただく方法として、広報などによる周知なども検討し、協力をいただきたいというふうに考えております。

ふるさと納税を通じたさらなる歳入の確保に努めて、しっかり進めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、財政再生計画の期間短縮につきましては市民の皆様、または国や北海道においても共通の認識であると所信表明の中でも述べさせていただいたところでございます。

市民の夢や希望をつなぎ、夕張が自立していくためには、一時も早い財政再生団体からの卒業が必要と考えておりますが、その方策につきましては議会

の皆様はもとより、国や北海道ともに連携を図る必要があることから、その検討を絶えず行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

次に、機構改正についてでございます。

本市における行政組織体制は、破綻直後の財政再建において、従来の部・課・係制から課・係制へ移行し、大幅なスリム化を図ったところでございます。

その後、職員の大量退職に伴い、効率的な事務執行を確保する必要性からグループ制を導入し、今日に至ったものでございます。

しかし、限られた人員体制の中、夕張市のグループ制は従来の係制の踏襲とならざるを得ませんでした。その中で、事務権限の拡大あるいは分散が生じ、責任の所在が不明確になってしまっております。

このように、グループ制の本来持つべき役割が形骸化してきていることから、人材活用や育成の点からも行政組織のあり方を再度見直し、課・係制に戻す機構改正を行う必要があると考えております。

また、閉塞感漂う本市においてこうした状況を打破していくために、まちづくり企画室を新たに設置することとし、同室を軸としながら、市民の皆様が望んでいる将来に向けたまちづくりビジョンや政策を積極的に示していきたいというふうに考えております。

私は、こうした取り組みを進め組織を活性化し、前例主義から脱却を図るとともに、できる、やれるを目指す意識改革を基本姿勢に据え、前進してまいりたいと考えております。

この姿勢を持つことこそが、夕張市を新たな可能性を創造するまちへと必ずや変えていくものと確信しているところでございます。ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いいいたします。

●議長 高橋一太君 厚谷議員、再質問ございますか。

はい、厚谷議員。

●厚谷 司君 ご答弁をいただきまして、どうもありがとうございます。

それではまず 1 件目の 1 点目、市民の声が最も大

切であるということで、その方法についてお尋ねした件についての再質問をさせていただきます。

市長と話そう会を開催されるというご予定である旨説明がございまして、その内容についても説明をいただいたところでございます。

それでお尋ねしたいのは、この市長と話そう会の開催日程について現段階でお決まりになっている状況であるか、もしくは今後予定としておおむねこの時期ごろをめどに開催したいというものがもしございましたら、ご答弁をお願いしたいと思います。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君 答弁の中で触れさせていただきましたが、市長と話そう会の前に地域担当職員制度というものを導入し、各地域における課題についてを吸い上げ、その中での議論を経て市長と話そう会という段階を経て実施していきたいというふうに考えているところでございます。

そのため、現時点で市長と話そう会を何月より実施するということは決まっておりますが、地域担当職員制度につきましては早期に導入し、その実施状況を見て準備ができ次第、話そう会も速やかに実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。

●議長 高橋一太君 はい、厚谷議員。

●厚谷 司君 了解をいたしました。答弁の方で、こちらの方で聞き漏らした部分がありまして、大変申しわけございません。

それで、ただいま地域担当職員制度を導入して、その中で地域の要望をくみ上げて吸い上げていくということでございましたけれども、この形式についてどのようなイメージをお考えになっていらっしゃるか、その点についてご答弁をいただけますでしょうか。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君 昨日答弁させていただきましたが、基本的には各町内組織においてまず皆さんが集まる場がございますので、そういったところに参加しながら、地域の皆様の声を拾っていくとい

うことを現時点で考えております。

以上です。

●議長 高橋一太君 はい、厚谷議員。

●厚谷 司君 それでは、1 件目についての再質問は終了させていただきまして、次に 2 点目に移らせていただきたいと思います。

財政再生計画に係る要望事項が出てきた場合についてのスケジュールということでございますが、事業選択の趣旨については先ほど市長の方から説明があったところでございます。

それで、これはひとつの意見ということでお受け止めをいただきたいとうふうに思いますが、これまでの財政再生計画策定の過程から今日に至るまでの中で、また新たな問題あるいは私も通告の中で申し上げました、例えば夕張市が現在、財政的な制約を克服しても取り組んでいかなければならない課題、おそらくそういったものが市内に内在しているかというふうに考えられます。

その中で、ぜひ今後おそらくもう一度大胆な財政再生計画の論議、あるいはその精査というものも必要になってくるかというふうに思いますが、時期、方法は別にして、その考え方に対する市長のご認識というのはいかがでしょうか、その点についてご答弁をお願いします。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君 答えさせていただきます。

財政再生計画は、市民の皆様の声をその時点においてでき得る限り反映させた計画であり、現時点では基本となるというふうに考えておりますが、先ほども答弁の中で触れさせていただきましたが、市民の皆様の声をもとに優先順位が高い事項が発生し、それが計画における大きな見直しが必要なものというような判断がされれば、それは計画の見直しというものを実施していきたい、大規模な見直しですね、というものを実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

●議長 高橋一太君 はいどうぞ。厚谷議員。

●厚谷 司君 それでは、3 点目の再質問に移らせていただきたいと思います。

ふるさと納税の取り組みの関係で、先ほど今後は新たに市民の皆さんや企業の皆さんへの協力依頼、そういったものについて検討されるということまでのご答弁をいただいたところでございます。

それで、私が今回この提案も含めて質問に盛り込みましたのがですね、この財政再生計画についての様々な課題について論じるときに、やはり避けて通れないのが事業を実施しようとするならば、それに充当するべく財源をどうするかというところが一番大きな課題になっておったところだというふうに思っております。

それで、このことは基本的には夕張市が国や北海道と協議、調整をする中で、最終的には計画なり単年度ごとの予算を編成していくという経過になってこようというふうに思いますが、これまで平成 19 年度以降、様々な形で市民の皆さんの市政に対する参画、あるいはボランティアなどを通じた経費を削減する中での取り組み、様々行われてきたというふうに考えています。

その中で、やはりこの歳入の確保というのが夕張市にとっても重要なことなんだよということをぜひ全市的にご理解をいただく、そしてできることをそれぞれが取り組んでみる、そういった土壌づくりも必要ではないかということでご質問をさせていただいたところでございます。

そのような観点では、市長の方から先ほど今後新たにその方法について検討したいということまでございますので、しかるべき検討が終了した時期において、またその方法等についてご報告をいただければというふうに考えるところでございます。これは要望でございます。

●議長 高橋一太君 要望ですね。

はい、そのほか再質問ございますか。

はい、厚谷議員。

●厚谷 司君 それでは通告の 2 件目、組織改正についての部分でございますが、今回の組織改正に

係る市長のお考え方、それから組織改正のもつ意味、あるいは市民の皆様に対するメリットというものが答弁をいただいたところではございますけれども、7月1日となりますともう直近の状況ということでございますので、その点に関して若干お尋ねをしたいというふうに思います。

過去、夕張市において様々な形で機構改正、あるいは組織改正を行ってきたところでございますが、やはり行政組織を移行させるということになりますと様々な新しい課題に取り組むためには、古い課題の一定の整理が必要と、そういった期間的なものが必要になってくる場合が考えられるかというふうに思います。

そのことからすると、7月ということであれば時間が非常に短い中でございますけれども、その中でいわゆるスムーズに新しい組織体制の移行ができるのかどうか、あるいは一定期間引継ぎですとか職場改編も含めて時間が必要であるのか、その辺についてご答弁をいただきたいと思います。

●議長 高橋一太君 はい、市長。

●市長 鈴木直道君 機構改正に伴うご質問ですけれども、確かに時間は短いというところはあると思います。

ただ、今回まちづくり企画室というものを新たに設ける以外については、それぞれの現時点であります制度、機構内の異動と、名称変更というようなことが大部分でございますので、そういった意味で市民の皆さんの大きな混乱はないとは思われますが、その名称が変わったことでの戸惑いですとかそういったことがあるかとは思っていますので、そういった部分は市民の皆様にはわかりやすいようなお示しをしていきたいというふうに考えております。

2点目の、職員に対する引継ぎ等の期間ということでございましたけれども、当然、組織が名称が変わるだけではなく、大きな今回、人事異動がございます。そういった中では、まったく仕事が変わるわけですから、戸惑う部分があると思います。

ただ、基本的には財政破綻直後の一斉退職を伴う

それを経て合理化を図る中での人事異動とは異なりまして、同じ市役所庁舎内で引継ぎができる環境というものがございます。これは大変厳しいことを職員に求めることになるかもしれませんが、そういった今回の機構改正も含めてですね、できる、やれるという姿勢を目指すということで、引継ぎ期間は確かに通常よりは幅広く設ける必要はあるかなど考えておりますが、この7月1日という時点をもって機構改正してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

●議長 高橋一太君 はい、厚谷議員。

●厚谷 司君 承知をいたしました。

それでは、この組織改正について再質問の最後とさせていただきたいというふうに思いますが、職員にとっても厳しい状況は覚悟の上ということで、その上で市長がこれから進めるべく業務についての機構を組み立てていくということでございましたので、その点については理解をしながら、引き続き、過去にもいろいろと例がありまして、新しい機構に対する職員の理解がなかなかなじむまで時間がかかる時期もございましたので、そういう意味では速やかに移行できるようにぜひ市長のその思いもですね、今日この場でもお伝えいただきましたが、機会があれば職員の皆さんにもお伝えいただく必要があるのではないか。もうされていれば、それはそれで結構なんですけれども、そういった形の中で相互理解を深めて、新しい機構に移行していくということが必要ではないかというふうに考えてございますので、実施はされていれば当然答弁も結構ですが、これはご意見としてお話をさせていただきました。

●議長 高橋一太君 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

以上でよろしいですか。はい。

以上で、厚谷議員の質問を終わります。

以上で通告されました質問はすべて終了いたしましたので、日程第 1、一般質問はこれをもって終結

いたします。

皆様にお諮りをいたします。

この後の本会議、昼食休憩時間に多少入るかと思われましても、この場合、会議を続行したいと思っておりますので、ご了承いただきたいと思っております。

●議長 高橋一太君 日程第 2、議案第 1 号平成 23 年度夕張市一般会計補正予算、議案第 2 号平成 23 年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算、議案第 3 号平成 23 年度夕張市介護保険事業会計補正予算、以上 3 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 1 号ないし議案第 3 号の 3 議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

はじめに、議案第 1 号平成 23 年度夕張市一般会計補正予算につきましては、平成 23 年 6 月 1 日付け採用の消防職員 1 名にかかわる消防学校入校経費等を計上しまして、旅費規程の見直しに伴う北海道職員赴任旅費を同額減額するものでございます。

これは、財政再生計画の年次総合計画における同一性質区分内の経費の組み替えに当たりますことから、計画の変更を要しないものとなります。

このため、1 ページ第 1 条歳入歳出予算の補正においては予算の追加はなく、歳入歳出予算の総額も変更が生じないものでございます。

以上で平成 23 年度一般会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 2 号平成 23 年度夕張市国民健康保険事業会計補正予算につきましてはでございますが、平成 22 年度決算剰余金を繰越金に計上し、国民健康保険準備基金へ積み立てるとともに、被保険者等の健康維持と医療費の抑制を図ることを目的としまして実施する健康教育講座にかかわる経費を計上するものでございます。

これにより、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の補正額は 5,158 万 4,000 円となり、この結果、

歳入歳出予算の総額は 19 億 3,701 万 7,000 円となるものでございます。

以上で平成 23 年度市国民健康保険事業会計補正予算の説明を終わります。

続きまして、議案第 3 号平成 23 年度夕張市介護保険事業会計補正予算につきましてでございます。

建築基準法の防火、非難基準を満たすため、介護施設の改修を行う 2 事業所に対し、道の補助金を活用した補助費を計上するものでございます。

これにより、1 ページに記載のとおり、歳入歳出予算の補正額は 923 万円となり、この結果、歳入歳出予算の総額は 15 億 6,864 万円となるものでございます。

以上で平成 23 年度介護保険事業会計補正予算の説明を終わります。

以上、議案第 1 号ないし議案第 3 号の 3 議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

熊谷議員。

●熊谷桂子君 ただいまの夕張市介護保険事業会計補正予算について伺います。

市内の福祉事業所の防火壁の工事ということでございました。それは、工事金額の何割の補助が出るのか、また他の事業所から同様の申請があれば、そういったことがまた可能になるのか、その 2 点お願いいたします。

●議長 高橋一太君 はい、福祉課長。

●福祉課長 池下 充君 熊谷議員の質問にお答えいたします。

今回の補正は、グループホーム夕張汽笛が聞こえる、及び夕張サザンクロスにおきまして防火改修工事を行うところでありまして、内訳としまして夕張汽笛が聞こえるの総事業費が 840 万円、交付予定額は限度額の 650 万円です。夕張サザンクロスの総事業費が 270 万 3,000 円で、交付予定額も同額の 270

万 3,000 円となっております。この限度額が 650 万円で交付されるところであります。

これは、介護基盤緊急整備等特別事業という形の介護施設等のこういう防災等の改修において適用となる補助事業であります。

●議長 高橋一太君 はい、熊谷議員。

●熊谷桂子君 もう 1 点、他の事業所からそういった申請があれば受け付けるのかというのが答弁漏れになっています。

●議長 高橋一太君 はい、どうぞ。

●福祉課長 池下 充君 これは道の方で申請を受けて、道が決定になったものに対して市が道から交付を受けて、それを業者にそのまま交付するものでありまして、申請が道の方にするものですから、そこで決定になれば交付となるような形です。

●議長 高橋一太君 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、これをもって質疑を結びたいと思います。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 3 議案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 3 議案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 3、議案第 4 号夕張市に副市長を置かない条例の制定についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 4 号夕張市に副市長を置かない条例の制定につきまして提案理

由をご説明申し上げます。

本案は、本市に副市長を置かないこととするため、地方自治法第 161 条第 1 項ただし書の規定に基づき、条例を制定しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

はい、島田議員。

●島田達彦君 1 点確認させていただきます。

副市長を置かないということで、北海道から理事が派遣され、東京都からも 7 月 1 日付けで理事級の職員の派遣を受けるということで、副市長を置かないということだと思っておりますが、この副市長の報酬に対しては余剰金になると思っておりますが、この報酬を他の事業に回せるのかどうか、その辺ちょっとお願いいたします。

●議長 高橋一太君 これは、答弁は…。

はい、理事。

●理事 清水敬二君 はい、今のご質問にお答えさせて、島田議員のご質問にお答えさせていただきたいと思います。

副市長を置かないふうに予算化している部分の歳出の分が浮くこととなりますので、ほかに使うことは可能となってきますけれども、それ自体、歳出の分が先ほど来いろいろお話が出てきております再生計画の中で事業というのは決められてきますもので、それとの兼ね合いがございまして、必要な場合においては再生計画の変更、これを伴うこととなりますので、検討が必要という形になると思います。

以上です。

●議長 高橋一太君 はい、島田議員。

●島田達彦君 この余剰金、新しい事業に回すなら再生計画の変更ということでよろしい。

また今年度、23 年度は予算化されておるわけですが、24 年度以降、来年度以降この副市長を置かないというこの給与の削除を行った場合の予算化についてはどのようなお考えでしょうか。

●議長 高橋一太君 はい、理事。

●理事 清水敬二君 このたび、この副市長を置かない条例を制定した後につきましては、来年度からになりますけれども予算化はする必要がなくなりますので、予算は行わない。

その分についてやはり計画に見込んでいる分がございますので、それをどうするかというのは再度検討して、必要な場合は計画変更ということで対応していきたいと思っております。

以上です。

●議長 高橋一太君 よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

そのほか、質疑ございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 4、議案第 5 号夕張市事務分掌条例の一部改正について、議案第 8 号夕張市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、以上 2 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 5 号夕張市事務分掌条例の一部改正について、議案第 8 号夕張市水道事業の設置等に関する条例の一部改正について、この 2 議案を一括して提案理由をご説明申し上げます。

まずはじめに、議案第 5 号夕張市事務分掌条例の一部改正についてであります。本案は市長の権限に属する事務を分掌させる組織機構につきまして、

現行の 1 室 4 課から、まちづくり企画室の設置をはじめとした 1 室 7 課に再編し、平成 23 年 7 月 1 日から実施するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

続きまして、議案第 8 号夕張市水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてであります。本案は組織機構の改正による上下水道課の設置に伴い、水道事業に係る関係規定を改正する必要がありますことから、条例の一部を改正するものでございます。

以上、議案第 5 号及び議案第 8 号の 2 議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本 2 議案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 2 議案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 5、議案第 6 号夕張市国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 6 号夕張市国民健康保険条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、平成 23 年度の国民健康保険法施行令の一部を改正する政令の施行に伴いまして、緊急の少子化対策による出産育児の一時金に関する経過措置の期限終了による出産に係る支給額の措置を継続するとともに、本市国民健康保険料のうち、基礎賦課限度額と後期高齢者支援金等賦課限度額及び介護納付

金賦課限度額を改めるほか、国民健康保険料必要見込み額との関連におきます保険料率を改正するため、条例の一部を改正しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

はい、熊谷議員。

●熊谷桂子君 第 5 条のですね出産費用の一時金が、受け取る側が 35 万円から 39 万円に今後変わっていくんだということが、これはわかりました。

その後のですね、国民健康保険料の値上げになる方、値下げになる方、様々だというふうに思うんですが、世帯の所得のいくらぐらいの方がどの程度値上げになって、その方たちが何人ぐらいいらっしゃるのか。そして、世帯の所得のどのくらいの方が値下げになって、該当の方がどのくらいいらっしゃるのか、おおよそで結構です、端的にわかりやすく説明いただきたいと思います。

●議長 高橋一太君 はい、それでは答弁調整に入りますので、少々お待ちいただきたいと思います。

皆様にお諮りします。

暫時休憩といたしますので、少々お待ちください。

午後 12 時 08 分 休憩

午後 12 時 10 分 再開

●議長 高橋一太君 それでは、会議を再開いたします。

答弁のほう、はい総括主幹。

●市民課総括主幹 木村卓也君 熊谷議員の質問にお答えします。

賦課算定時における数字なものですから、まだ賦課期日が来てませんので、人数については正確にお答えすることは今の段階ではできません。

それとですね、おおよそ賦課算定時におきましては医療費において限度額を超える方は 47 名いました。また、それは常に人数が変更しておりますので、現時点ではお答えできません。よろしくお願いいたし

ます。

あとですね、条例改正につきましての保険料の改定部分につきましては、先日の行政常任委員会の中でご報告しているとおりでございます。

以上です。

●議長 高橋一太君 条例改正等に伴う部分については先般の常任委員会で報告があったかと思われるかもしれませんが、この際そのほか再質問ございますか。

はい、熊谷議員。

●熊谷桂子君 今日聞きましたのは、市民の方たちからの要望で本会議の席で質問もなく異議なしで全部終わってしまうと非常に何が決まったのかわかりにくいと。ぜひそういったことも考えて、傍聴に来た方たちが何が決まってどういうことになったのが議員が異議なしで通ったのか、そういったこともわかるような議会改革をしてもらいたいという要望がありましたので、ここで聞きした次第です。

今日すぐに変えるということは難しいということもあると思いますので、今日のところはいいんですけども、できれば議会に傍聴に来た方たちにもわかるような状況で今後、事細かな必要はないと思うんですが、おおよそそのことがわかるようなそういうことも用意していただけたらというふうに要望したいと思います。

以上です。

●議長 高橋一太君 熊谷議員、要望としては承りますが、ただいまの議案第 6 号の議案の件とですね、今の傍聴者に対してのわかりやすい説明等々についてはこれまた別のことになってくるとおわれますのでね、その辺やはりちょっと、質問の際にちょっと注意をしていただければと思いますので、意見としては承りましたので。

そのほかにごございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、直ちに採決いたします。
本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 6、議案第 7 号夕張市児童遊園及び緑地等設置条例の一部改正についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 7 号夕張市児童遊園及び緑地等設置条例の一部改正について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、紅葉山初ヶ台児童遊園及び滝の上児童遊園の利用者がいないことから、これを廃止するため、条例の一部を改正しようとするものであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 7、議案第 9 号財産の取得についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 9 号財産の取得について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、財政再生計画に基づき、夕張市土地開発

公社が保有しています清水沢宮前町 16 番 3 ほか 32 筆、56 万 605.62 平方メートルの公有地で、すでに供用を開始している土地を取得しようとするものでございます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 8、議案第 10 号及び議案第 11 号、いずれも財産の取得について、以上 2 議案一括議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 10 号及び議案第 11 号の 2 議案、一括して提案理由をご説明申し上げます。

本 2 議案はいずれも財政再生計画に基づき、平成 4 年度に購入しましたロータリー除雪車 1 台、及び平成 2 年度に購入いたしました消防ポンプ車 1 台を更新するため、これらの購入に際し、地方自治法第 96 条第 1 項第 8 号並びに夕張市財産条例第 2 条の規定により議会の議決を得ようとするものでございます。

以上、議案第 10 号及び議案第 11 号の 2 議案、一括しまして提案理由をご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに

採決いたします。

本 2 議案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本 2 議案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 9、議案第 12 号夕張市固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

はい、理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 議案第 12 号夕張市固定資産評価審査委員会委員の選任について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、現委員であります高橋武男さん、佐藤 勝さん、並びに西田洋二さんが本年 7 月 16 日をもってそれぞれ任期満了となりますので、その後任として佐藤 勝さん並びに西田洋二さんにつきましては再度選任することとし、高橋武男さんの後任として新たに下田正人さんを選任することにつきましてそれぞれ同意を得ようとするものでございます。

なお、佐藤さん、西田さんの略歴につきましては省略させていただき、下田さんの略歴を申し上げます。

下田さんは昭和 22 年 3 月 7 日生れ、64 歳でございます。

昭和 38 年 10 月紅葉山郵便局に奉職、平成 16 年 4 月清水沢郵便局局長に就任され、平成 21 年 3 月同局を退職、その後、地域活動に積極的に参加され、平成 22 年 4 月より紅葉山連合町内会長の職を務められております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに

決定してまいります。

本件はこれに同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本件はこれに同意することに決定いたしました。

●議長 高橋一太君 日程第 10、議案第 13 号夕張市農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

この場合、地方自治法第 117 条の規定によりまして小林議員は除斥の対象となりますので、退席をお願いいたします。

〔小林議員退席〕

ただいま小林議員が退席をされましたので、出席議員は 8 名であります。

大山議員から提案理由の説明を求めます。

大山議員。

●大山修二君（登壇） 議案第 13 号夕張市農業委員会委員の推薦について提案理由をご説明申し上げます。

本案は、農業委員会等に関する法律第 12 条並びに夕張市農業委員会委員及び職員定数条例第 1 条第 1 項第 3 号の規定に基づき議会が推薦いたしました学識経験を有する委員であります新山純一氏は、本年 7 月 19 日に任期満了となりますので、その後任について新たに小林尚文氏を推薦しようとするものでございます。

なお、経歴につきましてはお手元に配付のプリントのとおりであります。

よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑、討論ともないようでありますから、直ちに決定してまいります。

本案は原案のとおり推薦することにご異議ありま

せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり推薦することに決定いたしました。

以上で日程第 10 を終わります。

〔小林議員入場〕

ただいま、除斥の対象となりました小林議員が議場に戻られましたので、出席議員は 9 名であります。

●議長 高橋一太君 日程第 11、報告第 1 号平成 22 年度夕張市一般会計繰越明許費繰越額の報告について、報告第 2 号平成 22 年度夕張市一般会計事故繰越し繰越額の報告について、報告第 3 号平成 22 年度夕張市介護保険事業会計繰越明許費繰越額の報告について、報告第 4 号平成 22 年度夕張市診療所事業会計繰越明許費繰越額の報告について、報告第 5 号平成 22 年度夕張市水道事業会計予算繰越の報告について、以上 5 案件一括議題といたします。

理事者から説明を求めます。

理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 報告第 1 号ないし報告第 5 号の 5 案件を一括してその内容をご説明申し上げます。

最初に、報告第 1 号平成 22 年度夕張市一般会計繰越明許費繰越額の報告についてであります。本件は国や北海道からの交付金を活用して行う事業予算について翌年度に繰り越したことにより、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき繰越計算書を調製し報告するものであります。

続きまして、報告第 2 号平成 22 年度夕張市一般会計事故繰越し繰越額の報告についてであります。本件は公的個人認証用鍵ペア生成装置購入について、本年 3 月 11 日に発生した東北地方太平洋沖地震の影響により年度内に納入されないこととなりましたため、地方自治法第 220 条第 3 項により翌年度に繰り越しし、同法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき繰越計算書を調製し報告するものであります。

続きまして、報告第 3 号平成 22 年度夕張市介護保険事業会計繰越明許費繰越額の報告についてであります。本件は北海道からの補助金を活用して行う介護施設整備費補助について翌年度に繰り越したことにより、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき繰越計算書を調製し報告するものであります。

続きまして、報告第 4 号平成 22 年度夕張市診療所事業会計繰越明許費繰越額の報告についてでございます。本件は地上デジタル放送受信に係る施設改修費について翌年度に繰り越したことにより、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定に基づき繰越計算書を調製し報告するものであります。

続きまして、報告第 5 号平成 22 年度夕張市水道事業会計予算繰越の報告についてであります。

夕張市上水道第 8 期拡張事業を延期したことによりまして、年度内に支払い義務の発生しなかった建設改良費 2,215 万円を次年度に繰り越したものであります。

以上、報告第 1 号ないし報告第 5 号の 5 報告、一括してその内容をご説明申し上げます。

よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 日程第 12、報告第 6 号平成 22 年度夕張市土地開発公社事業報告及び決算報告についてを議題といたします。

理事者から説明を求めます。

理事。

●理事 清水敬二君（登壇） 報告第 6 号平成 22 年度夕張市土地開発公社事業報告及び決算報告について、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき提出したものでありますので、よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

●議長 高橋一太君 これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 日程第 13、報告第 7 号及び報告第 8 号、いずれも定期監査の結果について、以上 2 案件一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 高橋一太君 日程第 14、報告第 9 号ないし報告第 12 号、いずれも例月現金出納検査の結果について、以上 4 案件一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

ないようでありますから、この程度で報告を終わります。

●議長 山本勝昭君 日程第 15、意見書案第 1 号地方財政の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

本意見書案は、厚谷議員ほか 8 名全員の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 日程第 16、意見書案第 2 号 2012 年度国家予算編成における教育予算確保・拡充に向けた意見書を議題といたします。

本意見書案は、厚谷議員ほか 4 名の提案ですので、直ちに採決いたします。

本意見書案は原案のとおり決することにご異議あ

りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。

したがって、本意見書案は原案のとおり可決されました。

●議長 高橋一太君 以上で本日の日程はすべて終了いたしました。

本日の会議はこれをもって閉じます。

●事務局長 竹下明洋君 ご起立願います。

●議長 高橋一太君 これをもって第 2 回定例夕張市議会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午後 1 2 時 3 3 分 閉会

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により、ここに署名する。

夕張市議会 議 長 高 橋 一 太

夕張市議会 議 員 厚 谷 司

夕張市議会 議 員 角 田 浩 晃